### 市内事業者のみなさまへ

## 学生に選ばれる企業になりませんか?

# 関市インターンシップ交通費等補助金

インターンシップ実施に伴い、学生が支払った交通費や宿泊費等を企業が負担した際の一部を 補助する制度です。学生の経済的負担を軽減することで、魅力ある事業所として気兼ねなく応募 してもらえる企業となるよう支援します。

## ◆補助制度の概要

①補助対象者 関市内の事業所等でインターンシップを実施する企業等

※企業等の例:事業所、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人、金融機関

### ②補助条件等

- ・学生が支払った交通費、昼食代、保険料、宿泊費を企業が助成していること。
- ・市税を完納していること。
- ・3日以上のインターンシップが対象。
- ・1事業者あたり同一年度につき5名までの学生が対象。
- ・労働の対価(賃金等)を支払っていないこと。

③補助額 ※関市 HP「関市インターンシップ交通費等補助金について」に掲載してある 「申請にあたっての留意事項」を必ずご確認ください。

補助対象経費		補助金の額
交通費 昼食代 保険料	①居住地からインターンシップを行う 事業所等を往復した実費額 ②経済的かつ合理的であると認められる 経路で移動する際に要した経費	補助対象経費の3分の2以内の額 ※ただし、1人当たり10,000円を 上限とする。(公共交通機関を利用せず、 学生が自家用車で往復した場合は、別紙 の方法で距離を計算し1km×20円で計 算)※企業車対象外
宿泊費		補助対象経費の3分の2以内の額 ※ただし、1泊当たり5,000円かつ 1人当たり2泊分の額を限度とする。

- ※交通費、昼食代、保険料は合算した額。
- ※宿泊費はインターンシップに参加するために前泊・後泊が必要な学生において、 前泊・後泊を含む最大4泊までを補助の対象とする。

◎補助制度をご利用される場合は、みんサポホームページへ企業情報、インターンシップ情報を事前にご登録ください!

#### <関市みんなの就職サポートセンター>

関市役所 2階 商工課内

TEL 0575-23-7335 (直通) MAIL shoko@city.seki.lg.jp